

身体拘束等の適正化のための指針

(策定年月日：令和5年9月19日)

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会

目 次

1. 基本方針	1
2. 身体拘束等の適正化の定義	1
3. やむを得なく実施する場合の 3 つの要件	1
4. やむを得なく実施する場合の手続き	2
5. 身体拘束等の適正化委員会の設置	2
6. 身体拘束等の適正化に関する責務等	2
7. 職員等が留意すべき事項	2
8. 本指針の閲覧	3

別表 虐待防止委員会名簿.....	3
-------------------	---

身体拘束等の適正化のための指針

1、基本方針

利用者の尊厳を保持し、自己決定を尊重するとともに、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下の「身体拘束等」という。)の適正化を図るため、身体拘束の廃止及び適正化に関する基本的事項を定め、利用者本位の支援を徹底する。

2、身体拘束等の定義

身体拘束とは、本人の身体の自由を制限して、動けないようにする行為をいいます。次のような行為が身体拘束にあたる行為とされています。

- ・ベッドや車いすにひもや帯で縛る行為。
- ・立ち上がれないようにいすや柵を使う行為。
- ・手を使えないようにミトン型の手袋を使う行為。
- ・部屋から出られないようにする行為。

こうした行為は、本人の尊厳や心身に大きな影響を与えるため、原則として禁止されています。

3、緊急やむを得なく実施する場合の3つの要件

(1)切迫性

本人または他の人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

- ・身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または、身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

(2)非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。

- ・いかなるときでも、身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替法が存在しないことを事業全体で検討し、確認する必要がある。

(3)一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

- ・「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

4、緊急やむを得なく実施する場合の手続き

(1)「緊急やむを得ない場合」に該当するかを担当者個人ではなく、事業所全体で判断する。

※まずは拘束せずに支援する方法を検討し、それでも危険が回避できないかを確認する。

(2)説明・同意

本人・家族へ目的・内容・期間を説明する。

(3)記録の作成・保存(5年間保存)

実施した拘束の緊急内容・理由・検討経過を記録に残す。

(4)事後の検証と再発防止

実施の妥当性・代替策の有無・再発防止策を検証する。

必要に応じてケアの内容や環境、指針の見直しを行う。

5、身体拘束等の適正化委員会の設置

※身体拘束等の適正化委員会は虐待防止委員会と一体的な運営とする。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、在宅福祉課長が務める。

(3) 委員会の委員は別表に定めるものとする。なお必要と認める場合に第三者委員を加えることができる。

(4) 委員会は、年 2 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

(5) 委員会の審議事項

- 基本方針、行動規範等、職員への周知に関すること。
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
- 身体拘束の実態把握、原因分析、改善策の検討に関すること。
- 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。

6、身体拘束等の適正化に関する責務等

(1)虐待防止と同様、統括は在宅福祉課長が行い、責任者は各事業所の管理者とする。

(2)身体拘束は、本人の尊厳や権利に大きく関わるため、しないことを前提に最小化へ取り組む。例外的に行う場合は、厳格に判断し、記録と見直しを続ける。

7、職員等が留意すべき事項

・職員等は、身体拘束が本人の尊厳や生活に大きく影響することを理解し、安全確保だけを理由に実施しない。身体拘束をしない前提で考え、やむを得ない場面でも

最小限にとどめること。

- ・身体拘束が必要かどうかは、職員一人で決めず、本人の状態、危険性、他の方法がないかを事業所内で検討し、代替を先に考えること。
- ・やむを得ず行う場合でも心身への負担を最小限にする配慮を必要とし、漠然と続けず、解除できるかを常に見直し、できるだけ早く別の方法へ切り替えるよう検討すること。
- ・身体拘束を実施した場合は、理由・開始時刻・状況・見直し内容・解除時期等を必ず記録し、関係職員で共有すること。
- ・身体拘束を防ぐには、普段のケアの工夫を行い、環境調整・見守り・声かけ、生活のリズムへの配慮などで、拘束が必要になりにくい状態をつくるように努めること。

8、本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附 則

この指針は 令和 5年 9 月 19 日から施行する。

別表

【虐待防止委員会名簿】

構成メンバー	役 職
委 員 長	在宅福祉課長(虐待防止責任者)
委 員	さいかいデイサービスセンター職員
委 員	せいひデイサービスセンター職員
委 員	おおさきデイサービスセンター職員
委 員	おおせとデイサービスセンター職員
委 員	西海市社協障がい者ヘルパーセンター職員
委 員	西海市社協ヘルパーセンター職員
委 員	西海市社協ケアプランセンター職員
委 員	横瀬保育所看護師
委 員	大島学童職員
第三者委員(必要に応じて)	西海市社協第三者委員

*虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

*第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。

